

第5章 放送及び有線放送

第1節 概 況

1 放 送

我が国の放送はNHKと民間放送とによって行われており、放送の種類としては、中波放送、短波放送、超短波放送（FM放送）及びテレビジョン放送がある。

国内放送については、50年度末現在、放送事業者数は、NHKのほか民間放送が108社あり、これらの放送事業者が開設する放送局数は7,523局となっている。放送局数の内訳は、中波放送局483局、短波放送局3局、超短波放送局461局、テレビジョン放送局6,576局である。また、民間放送108社の内訳は、ラジオ・テレビ兼営社36社、テレビ単営社54社、ラジオ単営社18社である。

このように、今日我が国の国内放送は目覚ましい普及を遂げているが、辺地にはいまだテレビジョン放送を視聴することができない世帯が残っており、また、最近では高層建築物等に起因するテレビジョン放送の受信障害が増加しつつある。

一方、国際放送は、NHKがニュース、国情紹介等を短波帯の周波数を使用して、21の言語で1日延べ37時間にわたり、18の特定の区域向けの放送及びジェネラル・サービス（全世界向け）を実施している。

2 有線放送

有線放送は、有線ラジオ放送と有線テレビジョン放送とに大別される。有線ラジオ放送は、当初ラジオ放送を共同で聴取するものから始まったが、その後、農山漁村において地域情報を伝達するためのものや都市において飲食

店等に音楽を流すための告示放送及び街頭において広告宣伝を行う街頭放送などが次第に発達してきた。有線ラジオ放送施設の数は、50年度末現在7,552施設であるが、このうち1,219施設は、電話の普及の遅れている農山漁村において有線ラジオ放送業務に電話業務を併せ行っている有線放送電話である。

有線テレビジョン放送は、主として辺地におけるテレビジョン放送の共同受信施設として普及してきたが、最近では高層建築物等によるテレビジョン放送の受信障害の解消手段としても広く利用されるようになってきている。

48年1月1日から有線テレビジョン放送法が施行され、引込端子数が501以上の大規模な有線テレビジョン放送施設については、設置について郵政大臣の許可、業務の開始に当たっては届出を要することとなったが、50年度末現在における許可施設の数は170施設である。

また、引込端子数が51以上で500以下の施設及び50以下の施設で自主放送を行うものは、業務の開始の届出を要することとされているが、50年度末現在の届出施設の数は8,633施設である。

第 2 節 放 送

1 放送網の形成

(1) 放送局の置局

ア. 中波放送

NHKについては、第1放送及び第2放送の2系統の放送の実施が可能となるようにしている。第1放送は報道、教育、教養、娯楽の各分野の番組を放送し、第2放送は教育番組を中心とした全国同一番組の放送を行うこととしている。民間放送については、主要な地域においては複数の放送が、その他の地域においては一の放送が可能となるようにしている。

周波数は、525 kHz から 1,605 kHz までの周波数を使用している。

イ. 短波放送

NHKについては、国際放送の実施が可能となるようにし、民間放送については、1社に対し全国放送の実施が可能となるようにしている。

周波数は、3, 6, 7, 9, 11, 15 及び 17 MHz 帯の各周波数を使用している。

ウ. 超短波放送

NHKについては、全国1系統の放送の実施が可能となるようにし、民間放送については、東京、名古屋、大阪及び福岡の4地区において、超短波放送の特質を生かした放送の実施が可能となるようにしている。

周波数は、80 MHz 帯の周波数を使用している。

エ. テレビジョン放送

NHKの放送については、総合番組局の放送及び教育専門局の放送がそれぞれ全国的に可能となるようにしている。

民間放送については、次の放送が可能となるようにしている。

- ① 京浜広域圏、中京広域圏、京阪神広域圏、北海道、宮城県、広島県及び福岡県においては四つ以上の放送。ただし、京浜、中京及び京阪神の広域圏内の各県（東京都、愛知県及び大阪府を除く。）においては、そのほかに県の区域ごとに一つの放送
- ② 新潟県、長野県及び静岡県においては三つの放送
- ③ 上記①及び②以外の地域においては、県の区域ごとに二つの放送（鳥取県及び島根県においては、これらを併せた地域で三つの放送）

周波数は、VHF 帯 12 ch（第1～第12 ch）、UHF 帯 50 ch（第13～第62 ch）合計 62 ch を使用することとしている。

(2) 放送局の設置状況

50年度末現在における放送局の設置状況は第2—5—1表のとおりである。なお、50年8月27日(株)テレビ新広島（広島）に、また、50年9月1日(株)東日本放送（仙台）に対し、テレビジョン放送局（UHF）の免許がそれぞれ与えられた。

2 放送時間

(1) NHK

50年度における中波放送、超短波放送及びテレビジョン放送の放送事項別放送時間は、第2—5—2表、第2—5—3表及び第2—5—4表のとおりである。放送事項別の放送時間の比率を前年度と比較すると、中波放送及び超短波放送についてはほとんど変化はないが、テレビジョン放送については、番組改定等により若干の変化があった。

第2—5—1表 放送局の設置状況

(50年度末現在)

区 別	N H K		民間放送		局数合計
	区 別	局 数	社 数	局 数	
中 波 放 送	第 1 放 送	173	49	169	483
	第 2 放 送	141			
	計	314			
短 波 放 送	国内放送	—	1	2	3
	国際放送	1	—	—	
	計	1	1	2	
超 短 波 放 送	—	454	4	7	461
テレビジョン放送	総合番組局	2,297	90	2,026	6,576
	教育専門局	2,253			
	計	4,550			
合 計	計	5,319	—	2,204	7,523

(注) 局数は中継局数を含む。

第2—5—2表 NHKの中波放送番組の放送事項別放送時間及び比率

区 別	放送 事項	49 年 度			50 年 度		
		1週間平均 放送時間	放送時間 比	1日当 たり平均放 送時間	1週間平均 放送時間	放送時間 率	1日当 たり平均放 送時間
第 1 放 送	報道	時間 分 53 49	% 40.3	時間 分 19 04	時間 分 53 32	% 40.2	時間 分 19 02
	教育	3 41	2.8		3 42	2.8	
	教養	42 30	31.9		41 53	31.4	
	娯楽	33 25	25.0		34 06	25.6	
	計	133 25	100.0		133 13	100.0	
第 2 放 送	教育	98 58	76.4	18 30	99 06	76.5	18 30
	教養	17 42	13.7		17 35	13.6	
	報道	12 50	9.9		12 51	9.9	
	計	129 30	100.0		129 32	100.0	

「放送番組統計」(NHK)による。

第2—5—3表 NHKの超短波放送番組の放送事項別放送時間及び比率

放 送 事 項	49 年 度			50 年 度		
	1週間平均 放送時間	放送時間 比	1日当 たり平均放 送時間	1週間平均 放送時間	放送時間 率	1日当 たり平均放 送時間
報 道	時間 分 17 57	% 14.2	時間 分 18 02	時間 分 17 46	% 14.1	時間 分 18 01
教 育	9 51	7.8		9 58	7.9	
教 養	65 44	52.1		65 24	51.8	
娯 楽	32 43	25.9		33 01	26.2	
計	126 15	100.0		126 09	100.0	

「放送番組統計」(NHK)による。

第 2—5—4 表 NHK のテレビジョン放送番組の放送
事項別放送時間及び比率

区 別	放送事項	49 年 度			50 年 度		
		1 週間平均 放送時間	放送時間 比	1 日当 たり平均 放送時間	1 週間平均 放送時間	放送時間 比	1 日当 たり平均 放送時間
総合 番組 局	報道	時間 分 43 54	36.7 %	(17時間5 分うち17 時間4分 がカラー 放送)	時間 分 44 05	35.8 %	(17時間36 分うち17 時間35分 がカラー 放送)
	教育	16 34	13.8		16 37	13.5	
	教養	32 57	27.6		32 54	26.7	
	娯楽	26 09	21.9		29 35	24.0	
	計	119 34	100.0		123 11	100.0	
教育 専門 局	教育	100 38	84.9	(16時間56 分うち5 時間37分 がカラー 放送)	103 10	81.9	(18時間う ち6時間 40分がカ ラー放送)
	教養	17 42	15.0		22 03	17.5	
	報道	11	0.1		47	0.6	
	計	118 31	100.0		126 00	100.0	

「放送番組統計」(NHK)による。

(2) 民間放送

50年度における民間放送の1日当たりの放送時間は第2—5—5表のとおりであり、放送事項別放送時間比率は、第2—5—6表及び第2—5—7表のとおり

第 2—5—5 表 民間放送のラジオ及びテレビの1日当たりの放送時間

区 別	50年第1期(1月～3月)		51年第1期(1月～3月)	
	ラ ジ オ	テ レ ビ	ラ ジ オ	テ レ ビ
1日当たり平均放送時間	時間 分 21 47	時間 分 16 52	時間 分 21 37	時間 分 17 01
1日当たり最高放送時間	23 41	20 05	23 54	20 14
1日当たり最低放送時間	17 30	4 51	17 00	5 06

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注) 50年については、中波放送、短波放送及び超短波放送の合計53社並びにテレビジョン放送の88社全体の平均であり、また51年については、同53社及び同90社の平均である。

第2-5-6表 民間放送のラジオ放送番組の放送事項別放送時間比率

放送事項	50年第1期(1月～3月)			51年第1期(1月～3月)		
	商業番組	自主番組	全放送番組	商業番組	自主番組	全放送番組
報道	13.9	10.4	13.0 (5.2)	13.9	10.7	13.0 (6.0)
教育	6.2	3.5	5.5 (10.2)	6.3	3.0	5.5 (8.7)
教養	21.1	17.6	20.2 (33.3)	21.3	17.1	20.1 (33.6)
娯楽	13.1	16.6	14.0 (0.1)	12.5	16.2	13.5
音楽	42.8	50.7	44.9 (50.9)	43.1	51.9	45.5 (51.4)
スポーツ	1.6	0.6	1.3	1.6	0.6	1.3
広告	1.1	0.3	0.9	1.0	0.1	0.7
その他	0.2	0.3	0.2 (0.3)	0.3	0.4	0.4 (0.3)
計	100.0	100.0	100.0 (100.0)	100.0	100.0	100.0
商業・自主 番組の比率	73.6 (56.7)	26.4 (43.3)	100.0 (100.0)	73.1 (56.7)	26.9 (43.3)	100.0 (100.0)

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

- (注) 1. 中波放送、短波放送及び超短波放送の合計53社の平均である。
 2. 「商業番組」とは、放送番組のうち広告主に売られている番組をいい、「自主番組」とは、その他の番組をいう。
 3. 「全放送番組」の欄及び「商業・自主番組の比率」の欄における()内は、超短波放送の4社平均の再掲である。

りである。

また、各放送の種類ごとの放送番組のうち教育番組及び教養番組を合わせた時間比率は、ラジオ放送 25.6% (前年同期 25.7%)、テレビジョン放送 36.7% (同37.4%) であって前年同期と大きな変化はなく、商業番組の占める比率も前年同期と大きな変化はない。

なお、広告主の産業種別比率は第2-5-8表のとおりであって、前年同期と大きな変化がなく、ラジオ放送及びテレビジョン放送とも製造業が最高位を占めている。

第 2—5—7 表 民間放送のテレビジョン放送番組の放送事項別放送時間比率

放送事項	50年第1期(1月～3月)			51年第1期(1月～3月)		
	商業番組	自主番組	全放送番組	商業番組	自主番組	全放送番組
報 道	10.8%	14.1%	11.3%	10.9%	15.6%	11.6%
教 育	11.5	15.6	12.1	11.9	14.5	12.2
教 養	25.8	22.2	25.3	25.1	21.2	24.5
娯 楽	48.7	42.8	47.8	48.5	42.9	47.8
ス ポ ー ツ	2.7	2.3	2.7	2.8	2.3	2.7
広 告	0.4	0.4	0.4	0.7	0.5	0.7
そ の 他	0.1	2.6	0.4	0.1	3.0	0.5
計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
商業・自主番組の比率	85.9	14.1	100.0	86.6	13.4	100.0

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注) 1. 50年については、テレビジョン放送の88社の平均であり、また51年については同90社の平均である。

2. 「商業番組」とは、放送番組のうち広告主に売られている番組をいい、「自主番組」とは、その他の番組をいう。

3 放送の受信状況

NHKが50年11月に行った全国聴視率調査によれば、テレビジョン放送(NHK及び民間放送)に対する国民の接触率(テレビジョン放送を少しでも見た人の割合)は、平日93%でほとんどの国民が何らかの形でテレビジョン放送を見ていることを示している。また、視聴時間は1日平均3時間43分に及んでいる。一方、ラジオ放送に対する国民の接触率は平日29%であり、テレビジョン放送に比較して国民の接触率は低く、聴取時間も少ないが、ラジオ放送は聴取者態様の変化に対応することによって、安定した聴取状況を保っている(第2—5—9表及び第2—5—10表参照)。

第2-5-8表 広告主の業種別放送時間比率

分 類	50年第1期 (1月～3月)		51年第1期 (1月～3月)		
	ラジオ	テレビ	ラジオ	テレビ	
農 林 漁 業	0.1%	0.4%	0.2%	0.3%	
鉱業・建設業	1.2	2.2	1.1	2.1	
製 造 業	52.9	63.8	52.6	63.5	
	調味料	1.4	3.0	1.0	3.1
	飲料	4.5	6.8	4.9	6.4
	その他	4.5	12.3	5.8	14.1
	印刷	4.6	0.7	4.8	0.6
	繊維	1.6	2.3	1.9	2.1
	医薬	2.0	6.4	1.3	6.3
	石けん	2.6	12.0	2.3	11.5
	肥料	0.7	1.3	0.6	1.2
	レコ	6.3	0.1	6.8	0.2
	機械	17.6	12.0	15.7	12.0
	その他	7.1	6.9	7.5	6.0
商 業		25.4	16.7	25.6	16.7
	百貨店	2.5	2.0	2.7	1.8
	その他の商	22.9	14.7	22.9	14.9
金融・保険業		2.6	1.6	2.7	1.8
	金融・証券	2.1	0.8	2.1	0.8
	保険	0.5	0.8	0.6	1.0
運輸・通信・その他の公益事業		3.6	2.1	3.6	1.8
	運輸	2.1	1.0	1.7	0.8
	益事	1.2	0.8	1.5	0.8
	その他	0.3	0.3	0.4	0.2
サービス業		12.0	6.6	11.4	6.4
	映画劇場及び興行	0.9	0.8	1.1	0.8
	教 営 利 団 体	1.6	0.3	1.7	0.3
	非 営 利 代 理 業	2.5	0.7	3.5	0.6
	案 内 代 理 業	1.4	0.6	1.3	0.5
	旅 行 業	1.3	1.5	1.2	1.5
	その他	4.3	2.7	3.6	2.7
公 務		1.7	2.7	1.7	3.0
その他の産業		0.5	3.9	1.1	4.4
計		100.0	100.0	100.0	100.0

「番組統計」(日本民間放送連盟)による。

(注) 50年については、中波放送、短波放送及び超短波放送の合計53社並びにテレビジョン放送の88社全体の平均であり、また、51年については、同53社及び同90社の平均である。

第 2—5—9 表 テレビ・ラジオ接触率の変化

(全国, 7 歳以上の国民)

調 査 年 月		48. 6	48.11	49. 5	49.11	50. 6	50.11
テ レ ビ	平 日	95%	95%	92%	93%	92%	93%
	日 曜	93	94	93	96	92	95
ラ ジ オ	平 日	31	30	32	29	31	29
	日 曜	23	21	23	21	22	21

「全国聴視率調査」(NHK) による。

第 2—5—10 表 テレビ・ラジオ平均聴視時間量

(全国, 7 歳以上の国民)

区 別		調 査 年 月	午 前	午 後	夜 間	一 日
			時間 分	時間 分	時間 分	時間 分
テ レ ビ	平 日	49. 11	47	45	2 6	3 38
		50. 11	48	48	2 7	3 43
	日 曜	49. 11	57	1 31	2 21	4 49
		50. 11	50	1 20	2 22	4 32
ラ ジ オ	平 日	49. 11	15	13	9	36
		50. 11	16	13	9	38
	日 曜	49. 11	12	9	6	27
		50. 11	12	8	6	26

「全国聴視率調査」(NHK) による。

(注) 午前 6:00~12:00 (ラジオについては午前 5:00~12:00), 午後 12:00~18:00, 夜間 18:00~24:00

第2—5—11表 NHKの受信契約者数の推移

年度末	普通契約		カラー契約		計	
	契約数	普及率	契約数	普及率	契約数	普及率
45	15,155,931	63.0%	7,662,636	31.8%	22,818,567	94.8%
46	11,725,975	42.1	11,794,279	42.3	23,520,254	84.4
47	8,802,517	31.4	15,630,946	55.6	24,433,463	87.0
48	6,589,370	23.4	18,335,615	65.3	24,924,985	88.7
49	5,209,702	18.6	20,543,694	73.1	25,753,396	91.7
50	4,282,310	13.3	22,262,448	69.3	26,544,758	82.6

- (注) 1. 「普通契約」とは、テレビジョン放送のカラー受信を除く放送受信契約をいい、「カラー契約」とは、テレビジョン放送のカラー受信を含む放送受信契約をいう。
2. 46年度及び50年度において普及率が大幅に低下したのは、普及率の算定に当たり、45年度以前は40年の国勢調査による世帯数を、46年から49年度までは45年の国勢調査による世帯数を、50年度は50年の国勢調査による世帯数を用いたためである。

NHKの受信契約数は第2—5—11表のとおり逐年増加し、50年度末現在普通契約428万2,310件、カラー契約2,226万2,448件、合計2,654万4,758件となっている。

なお、47年3月を境にカラー契約数が普通契約数を上回り、引き続き毎月カラー契約数は増加し、普通契約数は減少の傾向をたどっている。

4 テレビジョン放送の難視聴解消

(1) 難視聴の現状

ア. 辺地におけるテレビジョン放送の難視聴

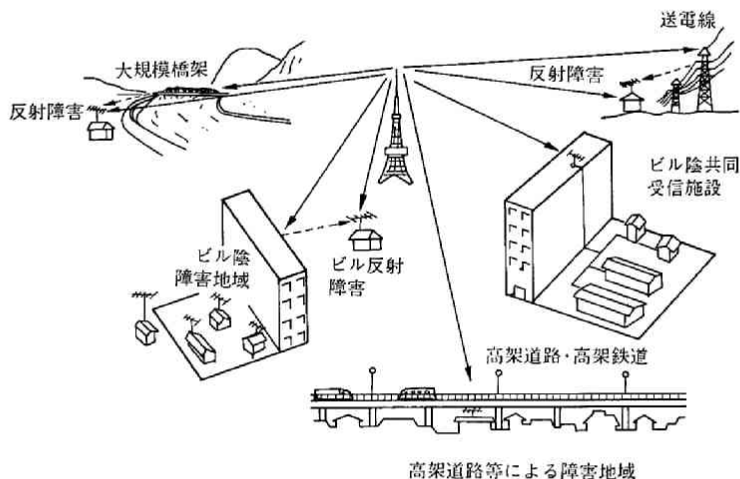
現在、全国的にはほとんどの地域で放送を受信できるようになっている。それだけに一部の地域における放送を受信できない世帯の存在が目立ってきた。特にテレビジョン放送の難視聴については、テレビジョン放送が国民の日常生活に不可欠なものとなった今日、重要な課題となっている。50年度末

現在NHKについては難視聴世帯数は、全国で約83万世帯、民間放送については約213万世帯と推定されている。

イ. 都市におけるテレビジョン放送の受信障害

近年、高層建築物、高架鉄道、高架道路、送電線等によりテレビジョン放送電波がさえぎられたり、反射したりするために、テレビジョン放送が見えにくくなる現象が増加している。

第 2—5—12 図 高層建築物等による受信障害概念図



高層建築物等によって電波の直接波がさえぎられること、あるいは高層建築物等による電波の反射波が生ずることが原因となって、画面にスノー・ノイズと呼ばれる細かいはん点が現われたり、ゴーストと呼ばれる多重像が現れたりする。

都市内では、高層建築物や高架道路等が多く、これらの原因が複合して全体的にテレビジョン放送の映りが悪いところが増えている。高層建築物等によってテレビジョン放送の映りが悪くなる現象を通常は都市受信障害といっている。

50年度末現在、高層建築物等によって生じているテレビジョン放送の受信

障害世帯数は全国で約46万世帯と推定されている。

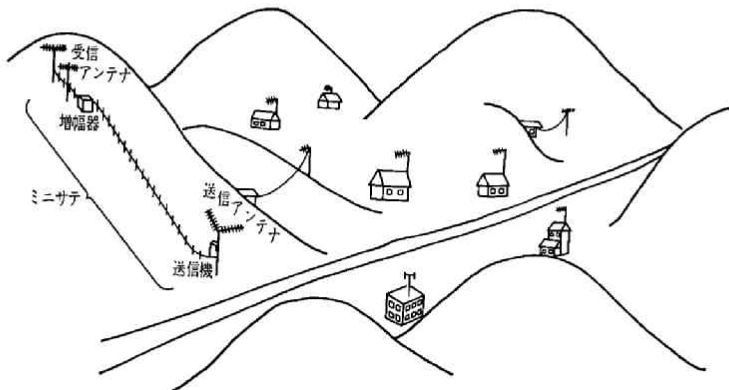
(2) 難視聴の解消

辺地の難視聴の解消については、中継局及び共同受信施設の設置により措置している。なお、50年度から極微小電力テレビジョン放送局（ミニサテ）の置局を始めた。NHK及び民間放送の辺地難視聴解消の年度別措置状況は第2—5—14表及び第2—5—15表のとおりである。

難視聴の解消は、世帯のまとまりの大きい地域から順次行われている。NHKの場合数百世帯のまとまりのものはほとんど中継局の設置又は共同受信施設の設置により措置されており、高層建築物等による受信障害の解消については、原因者責任の建前で、原因者（ビルの建築主、所有者等）が経費を負担して共同受信施設を建設したり、個別のアンテナの改善を行うなどの措置を講ずるのが通例となっている。

しかしながら、今後辺地の難視聴の解消は、少数世帯を対象とするケースが多くなることもあって、技術的、経営的に種々の困難な問題があると予想される。また高層建築物等による受信障害の解消についても、今後高層建築

第2—5—13図 極微小電力テレビジョン放送局（ミニサテ）概念図



物等の増加に伴う受信障害の態様の複雑化により、その解決が困難になると予想される。

一方、最近地方公共団体の中には、中高層建築物の建築に関する指導要綱又は環境保全に関する条例を定め、その中で中高層建築物による受信障害について建築主に対し相応の対応策を講ずべきことを求めているところが年々多くなっている状況にある。

第 2—5—14 表 NHK の年度別辺地難視聴解消措置状況

年 度	中継局設置地区数	共同受信施設設置数
45	240	800
46	220	1,000
47	220	1,010
48	222	1,010
49	199	900
50	202	800

第 2—5—15 表 民間放送の年度別中継局設置状況

年 度	45	46	47	48	49	50
中継局建設局数	191	170	144	191	199	212

これらの事情にかんがみ、郵政省においては、48年度に学識経験者等から成る「テレビジョン放送難視聴対策調査会」を設置し、同調査会において、これらの難視聴の実態、難視聴解消の技術的方策、難視聴解消の費用負担に関する問題点、難視聴解消に関する法制上の問題点を調査し、その結果が50年8月に取りまとめられ、報告書として提出された。

郵政省は報告書の提出を受けて以来、省内に「難視聴対策委員会」（会長・事務次官）を設けるなどして難視聴解消のための各種の効果的方策について

検討を進め、現在までに次の施策を講じてきた。

ア. 辺地難視聴対策

(ア) 極微小電力テレビジョン放送局（ミニサテ）の免許方針等の策定
(50.12.1)

(イ) 難視聴解消に関し、一般放送事業者及び民放連会長に対する郵政大臣の要望 (51.1.21)

イ. 都市受信障害対策

(ア) NHKに対するSHF放送に関する実験局開設の免許 (51.2.9)

(イ) 高層建築物による受信障害解消についての指導要領の策定(51.3.6)

今後、受信障害の制度的解消、民放が自力で難視聴を解消すべき範囲の設定及び助成措置等、難視聴解消のための抜本的施策について引き続き検討を行う必要があるが、当面これらの施策を講じるための基礎資料を得るため、都市（東京23区）及び辺地における難視聴の実態の調査を行うこととしている。

5 放送大学の実施準備

教育に対する国民の強い要望にこたえ、高等教育を受ける機会を広く国民各層に提供するための放送大学の構想について、当省においても文部省と緊密な連絡をとりながら検討を進めてきた。

文部省に設置された「放送大学（仮称）設置に関する調査研究会議」は、49年3月、「放送大学（仮称）の基本構想」を発表した。この構想で述べられている事項のうち、放送利用に関する事項の概要は、次のとおりである。

- (1) この大学は特殊法人とすること。
- (2) 大学が放送局の免許を受け、番組の制作及び放送のための人員、施設を持つこと。
- (3) 放送番組を制作する組織は、学長の統轄のもとに置くこと。
- (4) 放送番組審議機関を置くこと。
- (5) 大学の教育内容は、電波により直接一般国民にも視聴されるので、政

治的に公平であることが要請される。これを学内の組織において確認できるような工夫をする必要があること。

49年度から文部省は「放送大学（仮称）創設準備調査会」を設置し、この基本構想をもととして、更にこの大学の創設に必要な事項について準備調査を進めてきたところ、昨年12月17日この調査結果をとりまとめ、「放送大学の基本計画に関する報告」を発表した。この中で、

- (1) 全国世帯の約80%をカバーするためには、全国約200の地点にテレビ、ラジオの送信所を段階的に整備していく必要があること。
- (2) 前記(1)の送信所を設置するためには、約420億円の経費（敷地取得費を除く。）が必要であること。
- (3) 大学創設後の第一期事業の目標として、東京、名古屋、大阪の3広域送信所と、東北、四国に第一次県別送信所を設置すること。

などが述べられている。

51年度から文部省の「大学設置審議会大学基準分科会」に新たに「放送大学特別委員会」が設置され、放送大学の設置主体管理運営方式、教育課程等について、現行の大学制度との関連において検討されている。

当省としては、今後とも文部省における放送大学に関する検討の進ちょく状況をみながら遺憾のないよう対処することとしている。

6 多重放送

国民の情報需要にこたえるとともに、有限である電波の効率的使用を図るための一方策として、既存のテレビジョン放送や超短波放送（FM放送）の電波にその放送とは別の情報を重畳して放送を行う多重放送（テレビジョン放送の音声多重、静止画、文字情報、ファクシミリ等及びFM放送の音声多重、4チャンネルステレオ、ファクシミリ等）の実施について調査研究を行うため、郵政省においては、49年7月に学識経験者11名から成る「多重放送に関する調査研究会議」を設置した。

同調査研究会議は、50年度末まで17回にわたり、多重放送の利用分野、需

要動向、放送局の免許と周波数の占用、多重放送の免許と大衆情報の独占的供給の排除、放送設備の提供の義務づけ、多重放送の免許と放送番組の編集責任等について調査検討を重ねてきた。

今後は多重放送実施者の地位、多重放送の独立的利用等制度上の問題について、引き続き音声多重を中心に議論を進めるとともに、更にファクシミリ固有の問題についても調査検討することとしている。

7 国際放送

国際放送には、郵政大臣の命令による国際放送とNHKの業務としての国際放送とがあり、NHKはこれらを一体として行っている。

放送番組は、ニュース等報道番組が約64%でその大半を占め、次いで国情紹介番組が約31%となっている。使用周波数帯は6 MHz～17 MHzである。

50年度における国際放送の実施状況の概要は次のとおりである。

(1) 放送区域 (18)

欧州、欧州(ロシア)、北米東部、北米西部、中米、アフリカ、中東・北アフリカ、南米、ハワイ、アジア大陸(北部)、アジア大陸(中部)、アジア大陸(南部)、豪州・ニュー・ジーランド、東南アジア、南西アジア、比島・インドネシア、東アジア、朝鮮

このほか全世界向けのジェネラル・サービスがある。

(2) 放送時間 1日延べ37時間

区域別放送(放送区域18)延べ23時間30分、ジェネラル・サービス13時間30分である。

(3) 使用語 (50年度末現在21)

英語、ドイツ語、フランス語、スウェーデン語、イタリア語、スペイン語、ポルトガル語、ロシア語、中国語、インドネシア語、マレー語、タイ語、ビルマ語、ヴィエトナム語、ヒンディ語、ウルドゥ語、ベンガル語、アラビア語、スワヒリ語、朝鮮語、日本語

8 事業経営状況

(1) N H K

ア. 事業収支状況

50年度の収支決算は第2—5—16表のとおりである。これによると、50年度の経常事業収入は、1,314億円であり、前年度に比べ56億円の増加となっている。このうち、その大部分を占める受信料収入は1,284億円で前年度に比べ59億円増であり、普通受信料収入は154億円、カラー受信料収入は1,130億円となっている。

一方、経常事業支出は、1,493億円であり、前年度に比べ195億円の増加と

第2—5—16表 NHKの損益計算書

(単位：百万円)

区 別	49 年 度	50 年 度	増 △ 減
経 常 事 業 収 入	125,786	131,374	5,588
受 信 料	122,474	128,371	5,897
交 付 金 収 入	293	352	59
雑 収 入	3,019	2,651	△ 368
経 常 事 業 支 出	129,834	149,344	19,510
給 与	49,776	58,208	8,432
国 内 放 送 費	31,074	35,833	4,759
国 際 放 送 費	811	865	54
営 業 費	14,732	18,774	4,042
調 査 研 究 費	1,711	1,803	92
管 理 費	14,305	17,237	2,932
減 価 償 却 費	13,934	12,965	△ 969
財 務 費	3,491	3,659	168
経 常 事 業 収 支 差 金	△ 4,048	△ 17,970	—
特 別 収 入	1,036	593	△ 443
特 別 支 出	1,011	1,529	518
事 業 収 支 差 金	△ 4,023	△ 18,906	—

なっている。この内訳は、給与582億円、国内放送費358億円、国際放送費9億円、営業費188億円、調査研究費18億円、管理費172億円、減価償却費130億円及び財務費36億円である。

この結果、経常事業収支においては、179億円の支出超過となった。

また、経常事業収支の推移は第2—5—17表のとおりであり、これによると、事業収支状況は年々悪化しており、特に47年度からは支出超過となっている。

第2—5—17表 NHKの事業収支（決算額）の推移

（単位：百万円）

区別 年度別	経常事業収入	経常事業支出	経常事業収支差金
41	75,230	66,214	9,016
42	78,802	71,345	7,457
43	79,154	77,265	1,889
44	84,799	83,174	1,625
45	92,062	90,548	1,514
46	100,986	100,593	393
47	109,979	110,545	△ 566
48	118,723	119,679	△ 956
49	125,786	129,834	△ 4,048
50	131,374	149,344	△ 17,970

イ. 資産、負債及び資本の状況

50年度末における貸借対照表の概要は第2—5—18表のとおりであり、その資産総額は1,471億円で、前年度末に比べ73億円の減少となっている。このうち、固定資産は1,234億円であり、前年度末に比べ6億円の減少となっている。このほか、流動資産は222億円で、72億円の減、特定資産及び繰延勘定は15億円で、前年度とほぼ同額となっている。

負債総額は731億円、資産総額に対し49.7%で、前年度末に比べ116億円

第2—5—18表 NHKの貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	49年度末	50年度末	増 △ 減
(資 産 の 部)			
流 動 資 産	29,387	22,204	△ 7,183
固 定 資 産	124,030	123,412	△ 618
特 定 資 産	886	1,298	412
繰 延 資 産	114	215	101
資 産 の 部 合 計	154,417	147,129	△ 7,288
(負 債 及 び 資 本 の 部)			
流 動 負 債	16,429	17,626	1,197
固 定 負 債	45,091	55,511	10,420
(負 債 合 計)	(61,520)	(73,137)	(11,617)
資 本	75,000	75,000	0
積 立 金	21,920	17,897	△ 4,023
当 期 事 業 収 支 差 金	△ 4,023	△ 18,905	△ 14,882
(資 本 合 計)	(92,897)	(73,992)	(△ 18,905)
負 債 及 び 資 本 合 計	154,417	147,129	△ 7,288

増加となっている。このうち、放送債券は130億円、長期借入金は378億円である。

また、資本総額は740億円であり、前年度末に比べ189億円の減少となっている。これは当期事業収支差金が189億円の赤字となったためである。

(2) 民間放送

民間放送の収入は、主として企業の広告費に依存しているが、50年の広告業界は前年に続く長期不況の経済環境の中にあって低迷を続けた。

広告費の国民総生産に占める割合は数年前から1%を割ってきているが、49年に続いて50年も大きく落ち込んだ。広告費のうち、ラジオ・テレビの電波媒体に投入される金額の総広告費に占める割合はわずかず上昇を続け50年は38.9%になり、はじめて、テレビの広告費が新聞のそれを上回った。

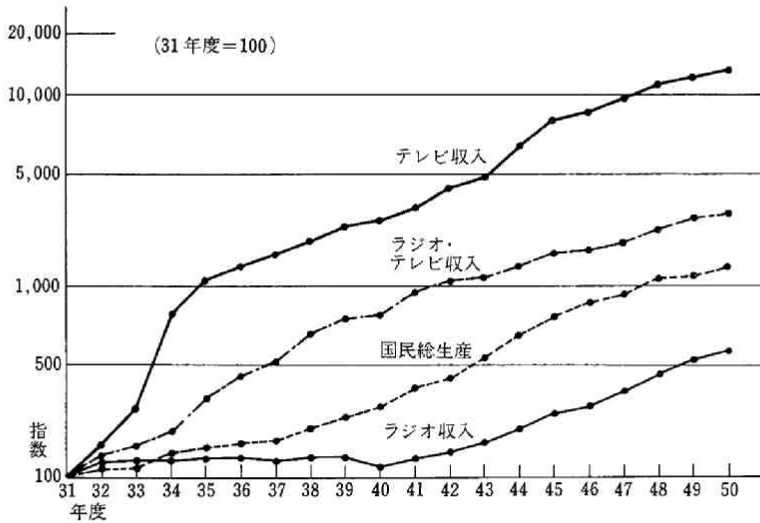
国民総生産とラジオ収入及びテレビ収入との関係は第2—5—19図及び第2—5—20表のとおりである。

50年度の民放各社の収支状況についてみると、全体として49年に引き続き不況の影響をうけて収入は伸び悩み、他方番組制作費や人件費等の諸経費の上昇により、費用の伸びが収入の伸びを上回り、純利益は前年比13%減少した。

民放107社中、広域圏内の県域テレビ局等16社が赤字を計上したが、成長期にあるUHFテレビジョン放送単営社や、FM放送単営社は比較的業績がよく、配当を開始したもの、増配したものもある。

なお、50年度の収支状況の概要は第2—5—21表のとおりである。

第2—5—19図 国民総生産とラジオ・テレビ収入の推移



第 2—5—20 表 国民総生産と

年 度	国民総生産		ラジオ収入		テ レ ビ
	金 額(A)	指 数	金 額(B)	指 数	金 額(C)
31	99,509	100	131	100	35
32	112,489	113	157	120	68
33	117,850	118	159	121	118
34	136,089	137	161	123	264
35	162,070	163	170	130	406
36	198,528	200	170	130	589
37	216,595	218	159	121	698
38	255,921	257	161	123	898
39	296,619	298	160	122	1,042
40	328,137	330	148	113	1,083
41	384,186	386	170	130	1,257
42	452,967	455	202	154	1,532
43	532,882	536	247	189	1,728
44	622,599	626	316	241	2,185
45	730,461	734	398	304	2,660
46	815,770	820	432	330	2,858
47	947,294	952	499	381	3,307
48	1,156,045	1,162	606	463	4,018
49	1,363,393	1,370	666	508	4,413
50	1,490,923	1,498	709	541	4,772

- (注) 1. 50年度の国民総生産は、経済企画庁が51年6月に発表した推計値であ
 2. ラジオ収入及びテレビ収入は、日本民間放送連盟資料による。

ラジオ・テレビ収入の推移

(単位：億円)

収 入	ラジオ収入・テレビ 収入合計		B/A	C/A	D/A
	金 額(D)	指 数			
100	166	100	0.13%	0.04%	0.17%
194	225	136	0.14	0.06	0.20
337	277	167	0.13	0.10	0.24
754	425	256	0.12	0.19	0.31
1,160	576	347	0.10	0.25	0.36
1,683	759	457	0.09	0.30	0.38
1,994	857	516	0.07	0.32	0.40
2,566	1,059	638	0.06	0.35	0.41
2,977	1,202	724	0.05	0.35	0.41
3,094	1,232	742	0.05	0.33	0.38
3,591	1,427	860	0.04	0.33	0.37
4,377	1,734	1,045	0.04	0.34	0.38
4,937	1,975	1,190	0.05	0.32	0.37
6,243	2,501	1,507	0.05	0.35	0.40
7,600	3,058	1,842	0.05	0.36	0.42
8,166	3,290	1,982	0.05	0.35	0.40
9,449	3,806	2,293	0.05	0.35	0.40
11,480	4,624	2,786	0.05	0.35	0.40
12,609	5,079	3,060	0.05	0.32	0.37
13,634	5,481	3,302	0.05	0.32	0.37

る。

第2—5—21表 民間放送事業者の収支状況

(単位：百万円)

事業別	項目	営業収入	営業外収入	計	営業費用	営業外費用	計	利益
中波放送 テレビジョン放送	兼営社	233,276	10,151	243,427	213,299	8,666	221,965	21,462
	VHFテレビジョン放送 兼営社(34社)	229,605	10,067	239,672	209,520	8,414	217,934	21,738
	UHFテレビジョン放送 兼営社(2社)	3,671	84	3,755	3,779	252	4,031	△ 276
テレビジョン放送	単営社	293,362	6,667	300,029	266,768	10,863	277,649	22,380
	VHFテレビジョン放送 単営社(14社)	222,702	5,223	227,925	208,018	6,888	214,906	13,019
	UHFテレビジョン放送 単営社(40社)	70,660	1,444	72,104	58,768	3,975	62,743	9,361
中波放送 短波放送 超短波放送	単営社	34,121	1,577	35,698	32,221	1,032	33,253	2,445
	中波放送単営社(12社)	26,672	1,106	27,778	25,234	957	26,191	1,587
	短波放送単営社(1社)	2,400	417	2,817	2,790	46	2,836	△ 19
	超短波放送単営社(4社)	5,049	54	5,103	4,197	29	4,226	877
	合計(107社)	560,759	18,395	579,154	512,306	20,561	532,867	46,287

- (注) 1. 本表は、各民間放送事業者の51年3月期を最終とする最近の1か年間の収支状況を集計したものである。
 2. ファー・イースト・ブロードキャスティング・カンパニー(中波放送単営社)を除く。

第3節 有線放送

1 有線ラジオ放送

50年度末における有線ラジオ放送施設は7,552施設であって前年度末に比べ98施設の減となっている。

有線ラジオ放送には、農山漁村において地域の事情や農事関係のニュース

を流すものあるいはこれらの業務とラジオの共同受信を併せ行っているもの、街頭において宣伝広告を行うもの及び都市において飲食店等に音楽を送るものがある。

農山漁村において地域の情報や農事関係のニュースを流している有線ラジオ放送あるいはこれらの業務とラジオの共同受信を併せ行っている有線ラジオ放送には、このような業務のみを行っているものと、更にこのような業務のほか電話業務をも行う有線放送電話とがある。50年度末現在、前者は4,339施設であって前年度末に比べ26施設の増、後者は1,219施設であって前年度末に比べ154施設の減となっている。街頭放送を行っているものは、50年度末現在1,500施設であり、前年度末に比べ5施設の減となっている。

都市において飲食店等に音楽を流すものは、有線音楽放送と通称され、50年度末現在494施設で前年度末に比べ35施設の増となっている。

有線ラジオ放送の都道府県別施設数は第2—5—22表のとおりである。

2 有線テレビジョン放送

有線テレビジョン放送は、30年ごろからテレビジョン放送の共同受信施設として急速に普及し今日に至っているが、48年1月1日から有線テレビジョン放送法が施行されたことにより、施設の規模が引込端子数501以上を有する有線テレビジョン放送施設については、郵政大臣の許可及び業務の開始の届出を、また、引込端子数51以上で500以下の施設及び50以下の施設で自主放送を行うものは、業務開始の届出をすることとなっている。

有線テレビジョン放送の受信者は、許可施設、届出施設及び業務の開始の届出を要しない施設（引込端子数50以下でテレビジョン放送の再送信のみを行うもの）の受信者を合わせると50年度末で約133万と推定される。

50年度末現在の有線テレビジョン放送施設（許可施設、届出施設）の都道府県別施設数は、第2—5—23表のとおりであり、兵庫県、東京都、岐阜県、京都府等が比較的多くなっているが、これらの地域では地形による難視聴の解消、高層建築物等による受信障害の解消等に対する需要が多い結果と考え

第 2—5—22 表 都道府県別有線ラジオ放送施設数

(50年度末現在)

都道府県別	施設数	都道府県別	施設数	都道府県別	施設数
北海道	220	石川	227	岡山	173
青森	130	福井	44	広島	354
岩手	114	山梨	50	山口	173
宮城	84	長野	247	徳島	63
秋田	32	岐阜	64	香川	89
山形	76	静岡	128	愛媛	434
福島	57	愛知	188	高知	130
茨城	83	三重	287	福岡	277
栃木	62	滋賀	73	佐賀	105
群馬	95	京都	81	長崎	80
埼玉	128	大阪	156	熊本	246
千葉	119	兵庫	252	大分	56
東京都	387	奈良	110	宮崎	98
神奈川県	242	和歌山	236	鹿児島	509
新潟	101	鳥取	492	沖縄	46
富山	69	島根	85	計	7,552

られる。

(1) 届出施設

50年度末現在の届出に係る有線テレビジョン放送施設は、8,634施設であって前年度に比べ1,120施設(14.9%)の増となっているが、特に、都市の高層化や宅地開発の進んでいる東京、大阪及びその周辺の地域、山陽新幹線が建設された地域等における増加の傾向が著しい。

届出施設における有線テレビジョン放送の運営主体は、そのほとんどが受信者によって構成された法人格のない社団であり、これらの社団のうち43.0%に当たる3,714施設(NHK調べ)は、NHKと地元住民団体が共同で施設を設置運営しているものである。これらの施設の行っている業務は、テレビジョン放送の難視聴解消を目的とする同時再送信が圧倒的多数を占めている。

料金は、NHK辺地共同受信施設においては、契約料(加入金)について

第2—5—23表 都道府県別有線テレビジョン放送施設数

(50年度末現在)

都道府県別	許可施設	屈出施設	計	都道府県別	許可施設	屈出施設	計
北海道	12	318	330	滋賀	0	146	146
青森	0	73	73	京都	2	350	352
岩手	1	135	136	大阪	2	261	263
宮城	0	94	94	兵庫	12	743	755
秋田	0	132	132	奈良	0	109	109
山形	0	127	127	和歌山	5	259	264
福島	1	183	184	鳥取	0	85	85
茨城	1	125	126	島根	1	173	174
栃木	2	58	60	岡山	9	253	262
群馬	3	159	162	広島	3	288	291
埼玉	2	95	97	山口	2	162	164
千葉	3	215	218	徳島	4	112	116
東京	9	535	544	香川	3	28	31
神奈川	9	236	245	愛媛	1	230	231
新潟	0	140	140	高知	1	217	218
富山	0	35	35	福岡	6	203	209
石川	0	97	97	佐賀	3	92	95
福井	0	117	117	長崎	2	191	193
山梨	9	100	109	熊本	0	120	120
長野	5	255	260	大分	3	163	166
岐阜	4	318	322	宮崎	0	108	108
静岡	27	215	242	鹿児島	3	145	148
愛知	14	266	280	沖縄	1	41	42
三重	5	127	132	計	170	8,634	8,804

は5,000円以上1万円までのものが多いのに対し、NHK辺地共同受信施設以外の施設においては、1万円以上2万円までのものが多く、また、利用料については、両者とも月額200円以下のものが多い。

なお、都市において高層建築物等によって生じた受信障害を解消するため、ビルの建築主等原因者によって設置されたいわゆる補償施設を任意団体が管理運営しているものによっては、契約料は無料、利用料は無料又は月額50円ないし200円程度としているものが多い。

(2) 許可施設

50年度末現在の許可施設の数、170施設であって前年度末に比べ14施設(9.0%)の増となっている。

その運営主体、施設の規模等は、次のとおりである。

ア. 運営主体及び規模

運営主体別及び規模別にみた施設数は、第2—5—24表のとおりであるが、運営主体別では任意団体によるものが107施設であって、許可施設総数の62.9%を占め、次いで営利法人、地方公共団体、農協等協同組合の順となっており、施設の規模別では、営利法人によって運営されるものに大規模なものが見受けられ、最大のものは引込端子数1万8,480となっている。

第2—5—24表 運営主体別・規模別有線テレビジョン放送施設数
(50年度末現在)

運 営 主 体	施設の規模 (引込端子の数)					計	構成比 (%)
	1,000以下	1,001～3,000	3,001～5,000	5,001～10,000	10,001以上		
営 利 法 人	11	18	4	2	2	37	21.8
任 意 団 体	79	27	1			107	62.9
地 方 公 共 団 体	3	4	2			9	5.3
公 益 法 人	2	3	1	1		7	4.1
特 殊 法 人	1					1	0.6
農協等共同組合	3	2		1		6	3.5
そ の 他	2	1				3	1.8
計	101	55	8	4	2	170	100.0

(注) 運営主体の「その他」は、個人が設置しているものである。

第2—5—25表 業務別有線テレビジョン放送施設数
(50年度末現在)

区 別	施 設 数	構成比 (%)
再 送 信	150	88.2
再 送 信, 自 主 放 送	18	10.6
自 主 放 送	2	1.2
計	170	100.0

イ. 業 務

業務別にみた施設数は、第2—5—25表のとおりであるが、そのほとんどがテレビジョン放送の再送信を行うものであり、自主放送を行うものは極めてわずかである。

再送信を行うものの目的は、第2—5—26表のとおりで届出施設の場合と同様難視聴解消を目的としているものが多い。

なお、営利法人等による大規模施設は、主として番組の多様化を目的としているものである。

第2—5—26表 再送信業務の目的別施設数

(50年度末現在)

区 別	施 設 数	構 成 比(%)
難 視 聴 解 消	91	54.2
難 視 聴 解 消・番 組 多 様 化	40	23.8
番 組 多 様 化	36	21.4
美 観・管 理 上	1	0.6
計	168	100.0

- (注) 1. 難視聴解消を目的とするものとは、当該有線テレビジョン放送施設のある地域を放送エリアとするテレビジョン放送が、山や建物等によって受信が困難となるため、有線テレビジョン放送により再送信するものをいい、いわゆる区域内再送信である。
2. 番組多様化を目的とするものとは、地元のチャンネルが少ないため当該有線テレビジョン放送施設のある区域を放送エリアとしない遠方のテレビジョン放送事業者の放送番組を受信し再送信するものをいい、いわゆる区域外再送信である。

ウ. 料 金

料金は運営主体、設置目的、施設の規模の大小によって異なる傾向を示しているが、契約料については1万円以上2万円までのものが最も多く、次いで2万円以上3万円までのものとなっており、また、利用料については100円以上200円までのものが最も多く、次いで300円以上500円までのものとなっている。

また、料金額の傾向としては、営利事業として番組の多様化のための再送信を行う施設に比較的高額のものが見られるのに対し、都市におけるいわゆる補償施設にあっては、契約料、利用料とも無料ないし比較的低額なものが一般的である。

エ. 自主放送

有線テレビジョン放送施設者のうち自主放送を行うものは、50年度末現在において20施設となっているが、このうち18施設は、自主放送を再送信と併せ行っているものである。自主放送番組の内容は、地元公共団体や農業協同組合からのお知らせ、地域のニュース等が一般的である。

なお、自主放送について特別の料金を受信者から徴するものは見受けられず、通常の料金のほか広告料等により賄われている。